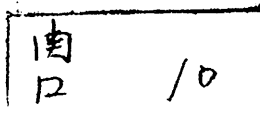
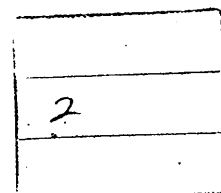


昭和二十一年七月

教科書に関する調査資料十六

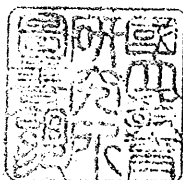


習字教科書に関する意見の概要

——教科書協議會彙報 四——

教科書局調査課

教科書局では、新教科書編纂の参考に資せんが爲、過般來、中央と地方  
で教科書協議會を逐次開催し來つたが、本調査書は「習字教科書協議會」  
に於ける議事を主とし、これに地方協議會に於ける習字教科書に関する  
意見を加へ、その概要をとりまとめたものである。



目次

まへがき	一頁
一、習字教育の本義について	二
二、書体。書風について	四
三、教材について	四
四、調和体について	五
五、硬筆書道について	五
六、文房具について	六
七、習字教科書の制度について	六
八、教師用書について	六
九、その他	七

1

まへがき

一、習字教科書協議會の日程、出席者及び協議事項は次の通りである。

(一) 日程、昭和二十一年七月五日、午前九時—十二時、於文部省

(二) 出席者、四十四名、東京。千葉。埼玉。神奈川の四都縣より代表者を求めた。その氏名は略するが、その職による員數別は次の通りである。

- 編纂委員 六、 國民學校關係 十七、 中等學校關係 六、
- 高等關係 二、 視學官 一、 其他 二、 文部省關係 十、

(三) 協議事項

- 一、習字教育の本義に關すること、
- 二、書体。書風に關すること、
- 三、教材に關すること、
- 四、調和體に關すること、
- 五、硬筆書道に關すること、
- 六、文房具に關すること、
- 七、習字教科書の制度(前定か民間委託か)に關すること、
- 八、教師用書に關すること、
- 九、其他習字教科書に關すること

三、地方協議會は、去る五、六月の間（東北六縣）・近畿（近畿五府  
縣）・四國（四國四縣）の三プロツクで、各科教科書について綜  
合的な懇話会によつて開催した。その出席者は、國民・青年・中等  
・師範の各學校、視學官新田その他文化團體等、各方面より求めた。  
その議事中習字教科書に關するものは、ここに収録した。  
三、本調査書では發言者の氏名を略した。又節は前掲の協議事項に依  
つた。

一、習字教育の本義について

習字教育の本義については、これを書道の藝術性を體得し且つ昂揚  
するにゆるとする説と、實用的效用を發揮するにゆるるといふ説と、藝  
術面・實用面の具備にゆるとする説とがわつて、活潑な討論がなされ  
たが、就中最後の説が最も有力であつた。

(一)書道の藝術性を主張する意見は次の如くである。

2 1、習字は東洋文化の特質であり、又その粹である。従つてこれ  
を習得せしめるには、藝能文化として習得せしめることを第一

3

義とし、道德的・實用的面は第二義とすべきである。

2、歴史的にみても、書道發生の當初は實用的なものであつたが、  
その發達に伴ひ、今日では高い複雑な藝術となつてきてゐる。

3、毛筆は今實際には左に使はれないこと、大人も子供も書<sub>を</sub>書く  
ことに喜びを感じずるといふこと、この事實からいつて、書の實  
用性は餘り考へなくてよいのではないか。

(二)これに對して書の實用性を力説する者も少なかつた。曰く。  
國民學校では習字の實用的價値を第一義に考ふべきである。こと  
に今後の學校教育のゆり方から考へても、習字は實に第一で  
なくてはならない

(三)藝術性と、實用性の具備を主張する説の要旨は次の如くである。  
書道を藝術か實用かの一方に片づけることは妥當でない。兩者の  
要素を併せ備へたものが書道の本質である。

そこで從來、その何れか一方に偏してゐたとすればこれを正  
する必要がある。即ち、現行教科書から論ずれば、將來、もつ

と實用的なものを入れなければならぬであらう。

(この考へに對する支持者は多かつた。但し將來は藝術的方面を重んずべきであると反駁した者もあつた)

## 二、書体。書風について

- 1、大字から入つて、中字は省略し、あとは小字のみにするのがよい。書道の歴史の上からもこのゆき方がよいと思ふ。小字には小字独自の領域がある。小字を擴大して音ふといふゆき方には反省を要する。
- 2、複雑な筆意のあるものが美しくられるのは感心しない。氣輕に書いて、見て美しい、即ち極めて實用的であると同時に極めて藝術的である、といふ書風が望ましい。

## 三、教材について

- 1、從來は時間數が少ないといふ理由で練習が少なすぎた。併し藝術科の本質上、實際に練習する教材(自由教材)が必要である。用一の教材、鑑賞的教材(自由教材)が必要である。

4

- 2、從來高等科には古法帖のものがあつたが、程度が高すぎて、児童

5

に即しなかつた。現代の書家のものを入れてもらひたい。

- 3、古法帖のものも悪くないから、それと現代の書家の教科書と二種作り、選擇を學校長に一任するとよい。

- 4、目録、目録の出来るやうに、説明、解説、書話等を取り入れて児童の自習用に適したものとしたい。

- 5、姿勢、鑑賞作品等の寫眞を入れたい。

## 四、調和体について

- 1、「實用」の點から調和体を重視すべきである。
- 2、平假名が官廳用語として採用せられたから、今後は、平假名及び調和体に重きを置いてほしい。

## 五、硬筆書道について

- 1、鉛筆による硬筆書道は、書道の美を破壊しつゝある場合が多い故、毛筆書道を併用する必要がある。
- 2、從來は初一、初二及高等科以外には硬筆教材が與へられてゐなかつたが、これは是非必要である。

初五の兒童のノートの字は甚だしくくべれたものになつてゐる。

3. 手本には、毛筆と硬筆と併せ入れるが、國民が毛筆書道を喜ぶといふことと、毛筆が上達すれば硬筆は自然上手になるといふ點を考へて、毛筆に重きをおくべきである。

#### 六・文房具について

1. 文部省で筆の型を定めてはどうか。  
2. これについて、最近文部省の指導で業者が、一定の型のものを製造しつつあるとの報告がなされた。

#### 七・習字教科書の制度について

教科書制度全般についての意見は、本彙報一を參見せられたいが、特に習字教科書については

- (1) 國定でないが高價になる。
- (2) 筆者について幣害が生ずる懼がある。

等の理由で、當分は國定でゆくを可とする意見が強く出てゐた。

#### 八・教師用書について

1 結論は必要であるが、その他は簡單にする方がよい。

（この支持者は多かつた。）

#### 九・その他

以上の外、習字教科書や習字教育について出た意見には次の様なものがあつた。

1. 習字を何學年より課するのがよいか、といふ問題が出たが、これについては、ある國民學校に於ける實驗によると、一年から課した場合と高學年から課した場合とは、前者に習字教育の効果が遙かに徹底してゐたとの報告があり、この意見に賛成する者が相當あつた。その理由は技能的なものは、早くからやらねば身につかない。又子供は習字を喜んでやる。然るに高學年に初めて課すると、いろいろの「くせ」が出てなかなか矯正できない。又短期間で急にやろうとしても不可能であるといふのでゆる。

他の協議會でも三年から課したがよいといふ意見も出てゐたが、一

年からがよいといふ意見の方が有力であつた。

2・賞習教材の教科書と鑑賞教材の教科書と二冊作つてはどうか。

3・教科書を数種作ることはよいが、その採用を府縣知事に委せず、  
學校當局に委すべきである。

4・又鑑賞教材を賞習教材と切り離して、圖畫・工作・裁縫等の鑑賞  
教材と一緒にして一冊とし、色刷や寫眞を入れた高級な参考書を作  
つてはどうか。

5・基本的速筆法を初めに入れたい。

6・装幀については、現在の形がよいといふものと折手本式のものが  
よいといふのと両方の意見が夫々相當にあつた。

前者を支持する者は、現行教科書は布置力を養ふ上から適當である  
といひ、後者を支持する者は現在の學校の子供の机から、場所をと  
らないでよい、といふのが主な點であつた。

7・表紙に「學年」を示してほしい。

8・獨立の教科科目としての習字の意義を力説し時數をもつと割く

様にすべきである、といふ要望は參集者から強く出てゐた。

9・文部省で習字講習會を各地に催してもらひたい。